

第105回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）
午前10時

場所

東京都千代田区丸の内1丁目1番3号
日本生命丸の内ガーデンタワー 3F
A P 東京丸の内 E + F + G ルーム

昨年と会場が変更となっております。
末尾の会場ご案内図をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である
取締役を除く）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名
選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役及び監査
等委員である取締役を除く）
の譲渡制限付株式報酬制度に
おける譲渡制限期間の改定の
件



極東貿易株式会社

証券コード：8093

株主総会のお土産をご用意しておりません
ので、あらかじめご了承くださいますよう
お願い申し上げます。

招集ご通知

証券コード 8093

2025年6月9日

(電子提供措置の開始日2025年6月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号

極 東 貿 易 株 式 会 社

代表取締役社長 岡 田 義 也

第105回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第105回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kbk.co.jp/ja/ir/library/soukai>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトその他、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）「極東貿易」または証券コード「8093」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、事前に以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、2025年6月24日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。各議案につき、賛否が表示されていない場合には、賛成としてお取り扱いいたします。

【インターネット等による議決権行使の場合】

6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1丁目1番3号
日本生命丸の内ガーデンタワー3F
A P東京丸の内E + F + Gルーム
(昨年と会場が変更となっております。
末尾の会場案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第105期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結
計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告
の件
2. 第105期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の
件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の譲渡制限付株式
報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

以 上

【株主総会資料等の電子提供制度に伴う対応について】

議決権を有する株主様には、法令上送付が必要な簡易な招集通知（狭義の招集通知および電子提供するウェブサイトのご案内）に加え、決議事項を記載した株主総会参考書類を添付したサマリー版招集通知を郵送しておりますので、電子提供措置事項のうち、その他の事項については、前記のいずれかのウェブサイトをご参照ください。

次回以降、書面での株主総会資料送付をご希望の株主様は、お取引の証券会社または三井住友信託銀行までお申し出ください。

三井住友信託銀行 証券代行部 0120-782-031

受付時間9:00～17:00（土・日・休日を除く）

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。
- 事業報告の一部の項目
1. 企業集団の現況に関する事項
 - (5) 主要な事業内容
 - (6) 主要な営業所
 - (7) 従業員の状況
 - (8) 主要な借入先の状況
 - (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
 3. 会社の新株予約権等に関する事項
 5. 会計監査人の状況
 6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要
 7. 会社の支配に関する基本方針
- 連結計算書類の一部の項目
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表
- 計算書類の一部の項目
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表
- 〇監査等委員会及び会計監査人は、監査報告を作成する際に、上記の事項を含めた事業報告、連結計算書類及び計算書類を監査の対象としております。
- 〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正の前後の内容を掲載させていただきます。

事前質問の受付について

本総会におきましては、事前のご質問を専用サイトにて受け付けております。
いただいたご質問の中で、株主の皆様の関心が高いと思われる株主総会の目的である事項に関するご質問については、株主総会にて取り上げさせていただきます。
以下の質問受付専用サイトにアクセスし、「質問記入フォーム」に入力してください。
※ 株主番号の入力が必要となります。議決権行使書をお手元にご用意ください。

質問受付期間	2025年6月2日（月曜日）～6月23日（月曜日）午後5時40分締切
--------	------------------------------------

質問受付専用サイト <https://q.srdb.jp/8093/>



- 事前にいただいたご質問に対しては、個別に回答はいたしかねますので、ご了承ください。
- 株主総会で取り上げるに至らなかったご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。
- 質問受付専用サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

議決権行使のご案内

下記のいずれかの方法により議決権の行使をお願い申し上げます。

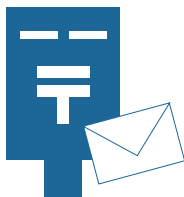
当日ご出席による議決権行使



株主総会開催日時：2025年6月25日（水曜日）午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

書面による議決権行使



議決権行使期限：2025年6月24日（火曜日）午後5時40分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2025年6月24日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに到着するよう、ご返送お願い申し上げます。

インターネット等による議決権行使



議決権行使期限：2025年6月24日（火曜日）午後5時40分入力分まで

6頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照のうえ、議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。2025年6月24日（火曜日）営業時間終了の時（午後5時40分）までに行使していただきますようお願い申し上げます。

※書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって重複して議決権を行使された場合は、上記議決権行使期限内で最終に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

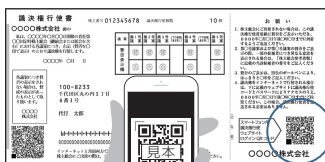
インターネット等による議決権行使のご案内



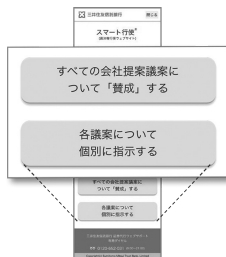
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取りください。



- 2 ※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力の上ログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



議決権行使コード・パスワードを入力する方法

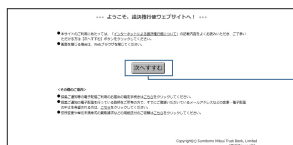
議決権行使
ウェブサイト

ウェブ行使

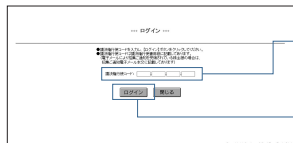
<https://www.web54.net>



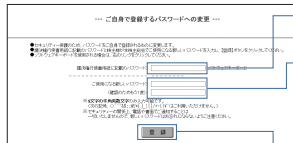
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

システム等に関するお問い合わせ

本サイトでの議決権行使に関するパソコン又はスマートフォンの操作方法がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

0120-652-031

(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への継続的な成果の還元と、企業価値の持続的向上を実現するため、適正な資本政策の下、将来の事業展開と財務状況、収益動向などを総合的に勘案した配当を実施することを利益配分の基本方針としております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営環境、今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金35円（中間配当と合わせて年間70円）といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は427,761,670円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案について、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

候補者 番 号	氏 名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任 おかだ よしや 岡田 義也	男性 代表取締役社長 社長執行役員 営業統括本部長	15回中15回 (100%)
2	再任 さ く ま し ん じ 佐久間慎治	男性 取締役副社長 副社長執行役員 営業統括本部副本部長 機械部品関連部門長	15回中15回 (100%)
3	再任 は っ た た だ み ち 八田 忠道	男性 取締役 常務執行役員 コーポレート統括本部長 コーポレート部門長	12回中12回 (100%)
4	再任 ふ じ の た か し 藤野 隆	社 外 独 立 男性 取締役	15回中15回 (100%)

候補者
番号

1

おかだ
岡田

よしや
義也

(1957年4月25日生)

所有する当社の株式数 取締役会への出席状況

46,666株 15回中15回 (100%)



再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984 年 4 月 当社入社
2003 年 4 月 情報・環境機器部長
2005 年 6 月 KBK Europe GmbH支配人
2009 年10月 産業システム部長
2011 年 4 月 執行役員 産業・資源グループ長 産業システム部長
2013 年 4 月 執行役員 産業・資源グループ長 国内子会社統括グループ長
2013 年 6 月 取締役執行役員 産業・資源グループ長 国内子会社統括グループ長
2017 年 4 月 取締役 常務執行役員 産業・資源グループ長 国内子会社統括グループ長
2019 年 4 月 代表取締役社長 社長執行役員 営業統括本部長
2023 年 4 月 代表取締役社長 社長執行役員 営業統括本部長 産業設備関連部門長
2025 年 4 月 代表取締役社長 社長執行役員 営業統括本部長（現）

取締役候補者とした理由

入社以来、主に産業関連事業などに従事するほか、当社の各営業分野に関する豊富な知識と経験を有しており、また、当社ドイツ現地法人で支配人を務めるなど海外での経営経験も有しております。また、当社の代表取締役社長に2019年より就任し、当該経験を通じて培った経営全般に関する高度の専門性、経営者としての豊富な経験および識見を有しており、当社の持続的な成長と企業価値のさらなる向上の実現に資することができるものと期待されるため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2

さ く ま
佐久間

し ん じ
慎治

(1963年5月22日生)

所有する当社の株式数 取締役会への出席状況

26,201株 15回中15回 (100%)



再 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年4月 当社入社
2009年7月 極東貿易（上海）有限公司 総経理
2013年5月 産業システム部長
2019年4月 執行役員 営業統括本部副本部長 基幹産業関連部門長
2020年6月 取締役 執行役員 営業統括本部副本部長 基幹産業関連部門長
2021年4月 取締役 執行役員 営業統括本部副本部長 機械部品関連部門長
2021年6月 取締役 常務執行役員 営業統括本部副本部長 機械部品関連部門長
2024年4月 取締役 副社長執行役員 営業統括本部副本部長 機械部品関連部門長
2024年6月 取締役副社長 副社長執行役員 営業統括本部副本部長 機械部品関連部門長（現）
（重要な兼職の状況）
エトー株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

入社以来、産業素材関連事業、基幹産業関連事業などに従事するほか、当社の各営業分野に関する豊富な知識と経験を有しており、また、当社中国現地法人（極東貿易（上海）有限公司）で総経理を務めるなど海外での経営経験も有しております。これらの経験において培った経営全般に関する高度な専門性により、当社の持続的な成長と企業価値の向上の実現に貢献していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

3

は っ た た だ み ち

八 田 忠 道

(1965年12月9日生)

所有する当社の株式数 取締役会への出席状況

1,998株 12回中12回 (100%)



再 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988 年 4 月 三菱化成工業株式会社（現 三菱ケミカル株式会社）入社
2018 年 4 月 三菱ケミカル株式会社 理事役 兼 株式会社三菱ケミカルホールディングスコーポレートスタッフ 税務部長
2019 年 4 月 三菱ケミカル株式会社 理事役 経営管理部長
2020 年11月 同社 経営執行職 経営管理部長
2021 年 4 月 株式会社生命科学インスティテュート 理事 経理部長
2022 年 9 月 株式会社ブリヂストン
2023 年 7 月 当社入社
2024 年 1 月 執行役員 コーポレート部門長
2024 年 6 月 取締役 執行役員 コーポレート統括本部長 コーポレート部門長
2025 年 4 月 取締役 常務執行役員 コーポレート統括本部長 コーポレート部門長（現）

取締役候補者とした理由

三菱ケミカルグループ在籍期間は、経理・財務の実務はもとより、米国駐在での基幹システム導入やグループ会社での経営管理、又、持株会社としての企業統治や経営戦略にも携わるなど豊富な経験を有しております。当社入社後はコーポレート部門を統括し、多くの改革・改善に取り組む傍ら、M&Aの推進にも力を注いでおります。長きに亘るコーポレートファイナンス及び企業統治の経験を踏まえ、当社のさらなる企業価値の向上に資する事を期待し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者
番 号

4

ふ じ の た か し

藤 野 隆

(1956年2月12日生)

所有する当社の株式数 取締役会への出席状況

2,400株 15回中15回 (100%)



再 任

社 外

独 立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979 年 4 月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）入社
2009 年 1 月 同社 執行役員 経営企画室長
2010 年 1 月 同社 常務執行役員 CFO 兼 社長室長
2010 年 3 月 同社 取締役 常務執行役員 CFO 兼 社長室長
2015 年 1 月 同社 取締役 常務執行役員 社長付（2015年3月退任）
2015 年 1 月 伊勢化学工業株式会社 顧問
2015 年 3 月 同社 代表取締役 兼 社長執行役員（2019年3月退任）
2021 年 6 月 当社 取締役（現）
2023 年 6 月 TDK株式会社 社外監査役（現）
（重要な兼職の状況）
TDK株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

旭硝子株式会社（現AGC株式会社）では財務IR及びコーポレートガバナンスの担当取締役を、その後、伊勢化学工業株式会社（東証スタンダード市場上場）では代表取締役に歴任されるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識のもとに、当社経営全般に対して、独立した立場からの客観的な意見を頂くために社外取締役候補者とするものであります。経営陣から独立した立場から、企業経営に関する豊富な経験に基づいた監督機能を果たして頂くことを期待しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤野隆氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
藤野隆氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は藤野隆氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏が再選された場合には、同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。当該契約内容の概要は、次のとおりであります。
会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。損害賠償責任の限度額は、金7.2百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
5. 当社は藤野隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しており、同氏が再選された場合には、同氏を引続き独立役員として届出する予定であります。
6. 当社は、当社および当社の子会社の取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての被保険者の保険料は、全額当社が負担しております。
各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

まえだ

ひでひこ

前田

英彦

(1960年7月30日生)

所有する当社の株式数

7,500株

取締役会への出席状況

15回中15回 (100%)

監査等委員会への出席状況

13回中13回 (100%)



再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 当社入社
2012年4月 人事総務部長
2019年4月 理事 人事総務部長
2020年4月 執行役員 人事総務部長
2020年6月 執行役員 営業支援グループ長 人事総務部長
2021年4月 執行役員 管理統括本部副本部長 営業支援グループ長 人事総務部長
2022年4月 執行役員 コーポレート統括本部副本部長 コーポレート部門長 人事総務部長
2023年4月 執行役員
2023年6月 取締役（常勤監査等委員）（現）

取締役候補者とした理由

入社以来、主として人事総務部門に従事するほか、営業部門である産業素材関連事業にも従事するなど幅広い視野の下に豊富な経験と見識を有しております。また、執行役員コーポレート部門長を務めるなど、管理部門全般業務を把握しており、当社の監査機能の強化に加えて企業価値の向上への貢献が期待されるため、監査等委員である取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

2

かいづか
貝塚
みつはる
光啓

(1970年6月14日生)

所有する当社の株式数

— 株

取締役会への出席状況

15回中15回 (100%)

監査等委員会への出席状況

13回中13回 (100%)



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2001年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会会員）
2001年10月 田辺総合法律事務所入所（現）
2019年6月 取締役（監査等委員）（現）

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

長年にわたる弁護士としての業務を通じて、専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しており、特に弁護士の視点での監査機能の強化と企業価値の向上への貢献が期待されるため、引き続き、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

候補者
番号

3

ひだか
日高
まりこ
真理子

(1961年5月4日生)

所有する当社の株式数

— 株

取締役会への出席状況

15回中15回 (100%)

監査等委員会への出席状況

13回中13回 (100%)



再任

社外

独立

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年4月 監査法人中央会計事務所入所
1987年4月 公認会計士登録（現）
2000年7月 中央監査法人パートナー
2006年7月 中央青山監査法人シニアパートナー
2007年8月 新日本監査法人シニアパートナー
2020年6月 東ソー株式会社 社外取締役（現）
2020年8月 日高公認会計士事務所開設（現）
2021年1月 住信SBIネット銀行株式会社 社外監査役（現）
2021年6月 取締役（監査等委員）（現）

（重要な兼職の状況）

東ソー株式会社 社外取締役、住信SBIネット銀行株式会社 社外監査役

社外取締役候補者としての理由及び期待される役割の概要

長年にわたる公認会計士としての業務を通じて、専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しており、特に会計の視点での監査機能の強化と企業価値の向上への貢献が期待されるため、引き続き、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 貝塚光啓氏及び日高真理子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- ① 社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断する理由
- 貝塚光啓氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる弁護士としての専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しておられることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。
- 日高真理子氏につきましては、直接企業経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての専門的な知識、豊富な経験、高い見識を有しておられ、また他社における社外取締役及び社外監査役としての経験も有しておられることから、当社社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断します。
- ② 貝塚光啓氏及び日高真理子氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。貝塚光啓氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって6年、日高真理子氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、前田英彦氏、貝塚光啓氏及び日高真理子氏が再選された場合、責任限定契約を継続する予定であります。各氏と締結する契約内容の概要は、次のとおりであります。
- 会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する。損害賠償責任の限度額は、金7.2百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。
5. 当社は、貝塚光啓氏及び日高真理子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再選された場合、両氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての被保険者の保険料は、全額当社が負担しております。
- 各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度における譲渡制限期間の改定の件

本議案は、2018年6月21日開催の第98回定時株主総会において、ご承認いただいた譲渡制限付株式の付与のための報酬における譲渡制限期間の変更について、ご承認をお願いするものです。

当社は、第98回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、本制度に基づき、既存の金銭報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して年額72百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、付与される譲渡制限付株式の総数は、年115.2千株以内（2018年10月の株式併合及び2022年9月の株式分割以前の原決議では、年288千株以内）及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として3年間の期間とすることにつき、ご承認をいただいております。

今般、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブをより一層高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度に基づき付与される譲渡制限付株式の譲渡制限期間について、これまで「3年間」としていたものを、「譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの間」に改定（以下「本改定」といいます。）することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。また、本改定に伴って、本制度における譲渡制限の解除条件等についても必要な修正を加えることとなります。

上記のほか、本制度に関する事項について変更はございません。また、本改定は、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

なお、当社の現在の対象取締役は4名ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は、3名となります。

本制度による当社の普通株式を発行又は処分するに当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を

締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 当社は、対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間」という。）の間、継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (3) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (4) 当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (5) 上記(4)に規定する場合においては、当社は、上記(4)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、当社は、取締役の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、その内容の概要は電子提供措置事項の「第105回定時株主総会招集ご通知」31頁に記載のとおりであります。本議案に基づく本割当株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、上記のとおり、希釈化率も軽微であることから、本割当株式の付与は相当なものであると判断しております。

＜ご参考＞ 本定時株主総会後の取締役（予定）のスキルマトリックス

氏 名	役 位	独立 社外	企業 経営	ファイナ ンス	法務・リ スクマネ ジメント	技術・イ ノベー ション	営業・マ ーケティ ング	グロー バル 経験	ESG・サ スティナ ビリティ
岡田 義也	代表取締役社長 社長執行役員		○			○	○	○	○
佐久間 慎治	取締役副社長 副社長執行役員		○			○	○	○	○
八田 忠道	取締役 常務執行役員		○	○	○			○	○
藤野 隆	取締役	●	○	○	○			○	○
前田 英彦	取締役 常勤監査等委員		○	○	○				○
貝塚 光啓	取締役 監査等委員	●			○				○
日高 真理子	取締役 監査等委員	●		○					○

（注）上記一覧表は、各取締役の有するスキル及び役割を表しております。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、設備投資の回復や企業業績の堅調な推移が見られました。雇用・所得環境の改善に伴う個人消費の増加などもあり、経済活動は緩やかな回復基調となっております。一方、原材料やエネルギー価格の高騰、円安による物価上昇、中国や欧州経済の低迷・停滞、ウクライナ紛争の長期化、中東情勢の不安定化による地政学リスク、米国の関税政策の影響など、景気の先行きには不透明な状況が続いております。

このような経済環境の中、当グループはサステナブルな社会の実現と企業価値の向上を目指した中期経営5カ年計画「KBKプラスワン2025」の4年目として、計画で掲げた目標の達成に向け、事業ポートフォリオの最適化に取り組み、新規事業分野への投資を加速させるとともに、株主価値に資する資本政策の実行を着実に進めてまいりました。2024年10月、11月には、成長投資の一環として、産業素材関連部門においてエンジニアリングプラスチック・樹脂材料事業、機械部品関連部門において船舶補修部品販売事業を買収いたしました。これらにより、収益基盤の強化と関連事業の成長促進を図ってまいります。

当連結会計年度につきましては、産業設備関連部門において国内鉄鋼・化学プラント向け設備事業、地震計関連事業を中心に全般的に好調に推移し、産業素材関連部門においても北米向け自動車部品用樹脂事業などが好調に推移いたしました。機械部品関連部門は、精密ファスナー（ねじ類）関連事業がほぼ前年並みを確保し、特殊スプリング関連事業については収益性が改善いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ93億21百万円増加の529億82百万円となりました。

部門別の売上高の状況は次のとおりであります。

産業設備関連部門

産業インフラ関連事業は、国内鉄鋼・化学プラント向け設備等の事業、地震・振動計測機器事業が好調に推移し、海外プラント向け機器事業も引き続き好調を維持しました。また、航空宇宙・防衛関連事業が好調に推移するとともに、資源開発関連事業では掘削等の事業が好調に推移いたしました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ24億21百万円増加の147億44百万円となりました。

産業素材関連部門

生活・環境関連事業において、食品用副資材等の輸入商材が為替の影響により低調に推移したものの、機能素材関連事業は、自動車部品用樹脂などが堅調な米国経済を背景に北米向けに好調に推移いたしました。また、連結子会社化した株式会社三幸商会の業績も寄与しました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ62億87百万円増加の194億44百万円となりました。

機械部品関連部門

精密ファスナー（ねじ類）関連事業は、主に産業機械および建設機械向けが若干減速したものの、全体ではほぼ前年並みを確保しました。また、特殊スプリング関連事業の収益性が構造改革により改善するとともに、連結子会社化した株式会社ウエルストンの業績が寄与しました。この結果、売上高は前連結会計年度に比べ6億12百万円増加の187億92百万円となりました。

セグメント情報

(単位：百万円)

区 分	2 0 2 4 年 度 当連結会計年度		2 0 2 3 年 度 前連結会計年度		増減(△印減)	
	売 上 高	構成比	売 上 高	構成比	売 上 高	増減率
		%		%		%
産 業 設 備 関 連 部 門	14,744	27.8	12,323	28.2	2,421	19.7
産 業 素 材 関 連 部 門	19,444	36.7	13,157	30.1	6,287	47.8
機 械 部 品 関 連 部 門	18,792	35.5	18,180	41.6	612	3.4
合 計	52,982	100.0	43,660	100.0	9,321	21.4

損益の状況

損益面におきましては、売上総利益は、産業設備関連部門が国内鉄鋼・化学プラント向け設備事業を中心に全般的に好調に推移したことに加え、産業素材関連部門においても北米向け自動車部品用樹脂事業などが好調に推移したことから、前連結会計年度に比べ18億16百万円増加の109億31百万円となりました。人件費および子会社等株式取得に伴う費用など販売費及び一般管理費が増加したものの、営業利益は前連結会計年度に比べ9億26百万円増加の20億38百万円となりました。経常利益につきましては、為替差損が発生したものの、営業利益が増加したことにより、前連結会計年度に比べ10億38百万円増加の25億25百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、子会社株式取得に伴う負ののれん発生益を特別利益として計上したことなどから、前連結会計年度に比べ25億60百万円増加の37億17百万円となりました。

- ② 設備投資の状況
該当事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

(2) 対処すべき課題

世界経済は、米国の関税政策による貿易障壁の増加や、地政学的・政策的な不確実性の影響から、不透明感が強まっており、景気後退のリスクも懸念されております。

このような経営環境の中、当グループは成長戦略に基づき、M&Aを含む積極的かつ機動的な事業投資を継続し、事業ポートフォリオの最適化を図ることで収益力を高め、企業価値のさらなる向上を目指しております。

また、当グループはコーポレートガバナンス・コードを遵守し、従前にも増してコーポレートガバナンスの強化に努めるとともにリスク管理体制とコンプライアンス体制を拡充していくことにより内部統制システムの強化も実現していく所存です。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とお引き立てを賜りますようお願い申し上げます。

(3) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の推移

項 目	2021年度 (第102期)	2022年度 (第103期)	2023年度 (第104期)	2024年度 (第105期) (当期)
売上高 (百万円)	39,705	42,657	43,660	52,982
経常利益 (百万円)	1,296	1,523	1,487	2,525
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	781	1,017	1,156	3,717
1株当たり当期純利益 (円)	63.55	82.63	93.86	301.69
純資産 (百万円)	22,623	23,553	25,690	29,356
総資産 (百万円)	45,513	44,522	49,646	58,010

(注) 2022年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第102期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の推移

項 目	2021年度 (第102期)	2022年度 (第103期)	2023年度 (第104期)	2024年度 (第105期) (当期)
売上高 (百万円)	11,001	10,294	11,843	13,201
経常利益 (百万円)	362	891	1,233	1,220
当期純利益 (百万円)	93	887	1,369	895
1株当たり当期純利益 (円)	7.61	72.07	111.16	72.72
純資産 (百万円)	15,057	15,240	16,554	16,399
総資産 (百万円)	36,139	34,949	39,233	42,926

(注) 2022年9月1日付けで普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第102期期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況
該当する親会社はありません。

② 重要な子会社等の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
(重要な子会社) KBK Inc. (米国)	9,400千米ドル	100.00	貿易業
日本システム工業株式会社	50百万円	100.00	地震・振動計測機器等の開発、製造、販売
極東貿易（上海）有限公司 (中国)	11,123千人民元	100.00	貿易業
Kyokuto Boeki India Private Limited	48百万インドルピー	100.00	貿易業
株式会社セットアールシー・ ジャパン	16百万円	100.00	重防食塗料の輸入販売
KBKスチールプロダクツ 株式会社	150百万円	100.00	高性能ステンレススチール ベルトなどの製造、販売
サンコースプリング株式会社	45百万円	100.00	定荷重ばね、ステンレス製 各種ばね類の製造、販売
ファール株式会社（注1）	10百万円	100.00	給電装置の輸入販売
オートマックス株式会社	30百万円	100.00	各種性能評価試験装置等の 製造、販売
株式会社TWD Japan	50百万円	100.00	洋上風力発電関連事業
エトー株式会社	669百万円	100.00	精密ファスナー（ねじ類） その他工具の販売
ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN.BHD. (マレーシア)	1,000千マレーシア リングット	100.00	精密ファスナー（ねじ類） その他工具の販売
ETO KBK PRECISION OF TAIWAN CO.,LTD. (台湾)	5,000千台湾ドル	100.00	精密ファスナー（ねじ類） その他工具の販売
SIAM ETO CO., LTD. (タイ)	110,000千タイバーツ	100.00	精密ファスナー（ねじ類） その他工具の販売

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率 %	主要な事業内容
(重要な子会社) ETO (HONG KONG) CO., LTD. (香港)	2,000千香港ドル	100.00	精密ファスナー (ねじ類) その他工具の販売
プラント・メンテナンス 株式会社	50百万円	100.00	工場設備に関連する機器・ 予備品販売、補修等
KBK Europe GmbH (ドイツ)	153千ユーロ	100.00	貿易業
Kyokuto Boeki Kaisha Mexico, S.A. de C.V. (メキシコ)	1,237千米ドル	100.00	貿易業
株 式 会 社 三 幸 商 会 (注2)	50百万円	100.00	エンジニアリングプラスチ ック・樹脂材料などの販売
三幸貿易 (香港) 有限公司 (注2)	3,500千香港ドル	100.00	エンジニアリングプラスチ ック・樹脂材料などの販売
三幸貿易 (上海) 有限公司 (注2)	5,739千人民元	100.00	エンジニアリングプラスチ ック・樹脂材料などの販売
Sanko Trading (Vietnam) Co.,Ltd. (注2)	1,138千ベトナムドン	100.00	エンジニアリングプラスチ ック・樹脂材料などの販売
Sanko Trading Thai Commerce Co.,Ltd. (注2)	130,000千タイバーツ	100.00	エンジニアリングプラスチ ック・樹脂材料などの販売
株式会社ウエルストン (注3) (重要な関連会社)	10百万円	100.00	船舶補修部品などの販売
ABB日本ベーレー株式会社	300百万円	29.4	自動制御装置及び同機器の 設計、製造、販売
藤倉化成塗料 (天津) 有限公司 (中国)	8,600千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、 販売
藤倉化成 (佛山) 塗料有限公司 (中国)	13,999千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、 販売
上海藤倉化成塗料有限公司 (中国)	69,000千人民元	30.0	自動車関連塗料等の製造、 販売

- (注) 1. 当社は、2025年4月1日で、ファール株式会社を吸収合併しました。
2. 当社は、2024年10月1日に、株式会社三幸商会及びその子会社を、連結子会社としました。
3. 当社は、2024年11月1日に、株式会社ウエルストンを、連結子会社としました。

③ 特定完全子会社に関する事項

会 社 名	住 所	帳 簿 価 額 の 額 合 計	当 社 の 総 資 産 の 額
エトー株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号	10,013百万円	42,926百万円

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当グループは、産業設備関連部門、産業素材関連部門、機械部品関連部門の3部門に係る事業を主に行っており、事業内容は次のとおりです。

セグメントの名称	主な取扱商品またはサービスの内容
産業設備関連部門	当部門においては、鉄鋼、非鉄、自動車、化学、造船、プラントエンジニアリングなどの関連機械装置、電気機械設備、検査装置、石油掘削関連機器、石油・天然ガス探鉱技術サービスなどの資源開発機器、電子機器、電子部品及びソフトウェア、計装制御システム、地震・振動計、画像処理装置、航空機搭載電子機器、地上支援電子機器、航空機用機材、航法装置などを販売しております。
産業素材関連部門	当部門においては、複合材料製造設備、繊維加工機械、食肉加工機、樹脂加工機械、塗装設備、測定・分析装置、食品用副資材、エンジニアリングプラスチック、樹脂、塗料、溶射材、建設用資材、合成複合材料、鋳鍛造品などを販売しております。
機械部品関連部門	当部門においては、精密ファスナー（ねじ類）および関連機械器具工具、船舶補修部品、定荷重ばね、ぜんまい、ステンレス製各種ばね類などを販売しております。

(6) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

当社国内店	：	本店（東京都千代田区）、札幌支店（札幌市中央区）、名古屋支店（名古屋市中村区）、大阪支店（大阪市北区）、福岡支店（北九州市小倉北区）
KBK Inc.	：	本店（米国 インディアナ）、ミシガン駐在員事務所（米国 ミシガン）
KBK Europe GmbH	：	本店（ドイツ デュッセルドルフ）
日本システム工業株式会社	：	本店（東京都千代田区）、田町営業所（東京都港区）、さがみ野事業所（神奈川県綾瀬市）

KBKスチールプロダクツ株式会社	：	本店（神奈川県平塚市）
極東貿易（上海）有限公司	：	本店（中国 上海）、北京事務所（中国 北京）、広州事務所（中国 広州）、武漢事務所（中国 武漢）
株式会社ゼットアールシー・ジャパン	：	本店（東京都千代田区）
サンコースプリング株式会社	：	本店（神奈川県横浜市港北区）
ファール株式会社	：	本店（大阪府大阪市中央区）
オートマックス株式会社	：	本店（東京都板橋区）
エトー株式会社	：	本店（神奈川県横浜市西区）
プラント・メンテナンス株式会社	：	本店（東京都千代田区）
Kyokuto Boeki Kaisha Mexico S.A. de C.V.	：	本店（メキシコ シラオ）
株式会社 TWD Japan	：	本店（東京都千代田区）
Kyokuto Boeki India Private Limited	：	本店（インド チェンナイ）、グルガオン事務所（インド グルガオン）、アーメダバード事務所（インド アーメダバード）
ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN.BHD.	：	本店（マレーシア セランゴール）
ETO KBK PRECISION OF TAIWAN CO., LTD.	：	本店（台湾 台北）
SIAM ETO CO., LTD.	：	本店（タイ バンコク）
ETO (HONGKONG) CO., LTD.	：	本店（香港）
株式会社 ウエルストン	：	本店（東京都世田谷区）
株式会社 三幸商会	：	本店（愛知県名古屋市千種区）
三幸貿易（香港）有限公司	：	本店（香港）
三幸貿易（上海）有限公司	：	本店（中国 上海）
Sanko Trading (Vietnam) Co.,Ltd.	：	本店（ベトナム ハノイ）
Sanko Trading Thai Commerce Co.,Ltd.	：	本店（タイ バンコク）

(7) 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

区 分								従 業 員 数 (名)	
産 業 設 備 関 連 部 門	189	(27)							
産 業 素 材 関 連 部 門	125	(5)							
機 械 部 品 関 連 部 門	293	(143)							
全 社 (共 通)	41	(11)							
合 計	648	(186)							

- (注) 1. 従業員は就業人員（当社からの社外への出向者を除く）であります。
2. 全社（共通）として記載されている従業員は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 臨時従業員は、パートタイマー、嘱託契約従業員及び派遣社員を含めて、従業員数欄の（ ）内に、当連結会計年度の平均雇用人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
141名 (30名)	1名増	45才 0か月	20年 5か月

- (注) 1. 従業員は就業人員（当社からの社外への出向者を除く）であります。
2. 臨時従業員は、パートタイマー、嘱託契約従業員及び派遣社員を含めて、従業員数欄の（ ）内に、当事業年度の平均雇用人員（1日8時間換算）を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 額
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,750
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,824
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	750

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	40,000,000株
(2) 発行済株式の総数	12,471,836株
(3) 株主数	18,289名
(4) 大株主の状況	

株主名	持株数	持株比率
	百株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	14,963	12.24
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 I H I 口	7,711	6.30
株式会社三菱UFJ銀行	4,010	3.28
株式会社ニレコ	3,028	2.47
株式会社三井住友銀行	3,000	2.45
極東貿易取引先持株会	2,701	2.21
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,170	1.77
藤倉化成株式会社	1,919	1.57
三井住友信託銀行株式会社	1,208	0.98
黒田孝井	1,176	0.96

（注） 当社は自己株式 250,074株を保有しておりますが上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	当社普通株式 10,132株	4名

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	岡 田 義 也	社長執行役員、営業統括本部長、産業設備関連部門長
取締役副社長	佐久間 慎 治	副社長執行役員、営業統括本部副本部長、機械部品関連部門長、エトー株式会社 代表取締役社長
取締役	佐 藤 匡 玄	常務執行役員、営業統括本部副本部長、産業素材関連部門長
取締役	八 田 忠 道	執行役員、コーポレート統括本部長、コーポレート部門長
取締役	藤 野 隆	TDK株式会社 社外監査役
取締役常勤監査等委員	前 田 英 彦	
取締役監査等委員	貝 塚 光 啓	弁護士
取締役監査等委員	日 高 真理子	公認会計士、東ソー株式会社 社外取締役、住信SBIネット銀行株式会社 社外監査役

- (注) 1. 当社は、藤野隆氏、前田英彦氏、貝塚光啓氏及び日高真理子氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、金7.2百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の何れか高い額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。
2. 取締役 藤野隆氏、取締役監査等委員 貝塚光啓氏、取締役監査等委員 日高真理子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 当社は、当社及び当社の子会社の取締役および監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。全ての被保険者の保険料は、全額当社が負担しております。
4. 当社は社外取締役である藤野隆氏、貝塚光啓氏及び日高真理子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査等委員である取締役 前田英彦氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が内部監査部門との連携を図り、取締役会以外の重要な会議へ出席する等により情報を収集し、監査等委員会全体で共有することにより、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。
6. 取締役常勤監査等委員 前田英彦氏は、当社において長年、管理企画グループを担当し、またコーポレート部門長を務めており、さらに社外取締役である日高真理子氏は公認会計士として専門知識を有しており、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 2024年6月19日開催の第104回定時株主総会終結の時をもって、取締役吉米地信輝氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、単に「取締役」と記載する場合も同様。）の報酬は、当社および当グループの持続的成長および中長期的な企業価値の向上と、ステークホルダーとの一層の企業価値共有を達成するために、社是・企業理念に則した職務の遂行を促し、経営目標や指標の達成を促すためのものとし、具体的には、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲内で、役位別の報酬基準額を定め、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬と株式報酬から構成されます。一方、社外取締役（本方針においては監査等委員である取締役を除く。）については基本報酬のみを支払うこととします。当該方針については取締役会で決議されております。

当社は任意の報酬委員会（3名以上の取締役より構成し、過半数を社外取締役とし委員長は社外取締役より選出）を設置しており、取締役の報酬は、まず取締役会からの諮問を受けた報酬委員会で審議された後、報酬額等の方針の決定権限を有する取締役会が、報酬委員会での審議結果についての答申を受けて決定します。一方、社外取締役の報酬は、業績連動報酬はなく基本報酬のみであるため、他社水準などを考慮して定めた基準額に従い定められた額の確認を報酬委員会で行った上で、取締役会で決定します。この過程を経て、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第97回定時株主総会において年額360百万円以内（内、監査等委員でない社外取締役分として年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（内、社外取締役1名）です。また、この報酬限度額とは別枠で、2018年6月21日開催の第98回定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額72百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は8名（内、社外取締役1名）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月21日開催の第97回定時株主総会において年額70百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

- ③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。
- ④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役 員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員であるものを除く。) (うち社外取締役)	128 (7)	91 (7)	18 (一)	18 (一)	6 (1)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	31 (14)	31 (14)	一 (一)	一 (一)	3 (2)

- (注) 1. 当社は企業価値の持続的な向上と株主との一層の価値共有を進める目的として、取締役の報酬は、業績連動報酬部分と業績連動報酬以外の報酬から構成される報酬制度を導入し、業績連動報酬に係る指標は、中期経営計画の達成状況といった中長期的な指標や、単年度の連結営業利益の様な短期的な視点などを加味して決定しています。中長期的な指標は、①連結経常利益19億円②ROE5.4%としており、当連結会計年度の経常利益は2,525百万円、ROE13.5%、営業利益は2,038百万円となりました。
2. 当社は、ステークホルダーとの価値観共有化に加え業績連動の意味合いも持つことと取締役のモチベーション向上を図るため、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、報酬総額の一定割合を株式報酬に充て、譲渡制限付株式報酬の規定に従い、毎年7月に取締役会の決議を以って決定した株式報酬金額1年分を、3年間の譲渡制限期間を設定した上で、当社株式を対象取締役に付与しています。
3. 当社の取締役の報酬の構成割合は、上記の通り役位別の報酬基準額に対し、6～7割を固定報酬として月次で支払い、1～2割を業績連動報酬として翌年6月に支給し、残りを株式報酬(譲渡制限付き株式報酬)とします。
- 役位が上位の取締役になるに従い、業績連動報酬の割合が高くなります。

(3) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査等委員 会状況
社外取締役 (監査等委員を除く)	藤 野 隆	15回 / 15回	—
社外取締役 (監査等委員)	貝 塚 光 啓	15回 / 15回	13回 / 13回
	日 高 真 理 子	15回 / 15回	13回 / 13回

① 取締役 藤野 隆

(ア) 重要な兼職先と当社との関係

当社はTDK株式会社との間に特別な関係はありません。

(イ) 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、報告事項や決議事項について、主として会社経営者経験者としての見地・視点より適宜適切な質問・照会をするとともに、必要に応じ経営判断を含めた貴重な意見具申を行っております。

(ii) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

企業経営に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たして頂くことを期待しておりましたところ、当社取締役会において当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(ウ) 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金7.2百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

② 取締役監査等委員 貝塚 光啓

(ア) 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

(イ) 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、社外の立場から、貴重な意見具申を行っております。

(ii) 監査等委員会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査等委員会においては、都度決議・報告事項について、主として弁護士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

(iii) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

弁護士として法務・コンプライアンス経営に関する豊富な経験を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたところ、当社取締役会及び監査等委員会において当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(ウ) 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金7.2百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

③ 取締役監査等委員 日高 真理子

(ア) 重要な兼職先と当社との関係

当社は東ソー株式会社および住信SBIネット銀行株式会社との間に特別な関係はありません。

(イ) 当事業年度における主な活動状況

(i) 取締役会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した取締役会においては、社外取締役として、毎回報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、社外の立場から、貴重な意見具申を行っております。

(ii) 監査等委員会への出席状況及び発言状況

出席率は100%であります。

出席した監査等委員会においては、都度決議・報告事項について、主として公認会計士としての見地・視点より意見交換・協議を行い、必要に応じ経営監査上参考となる貴重な意見具申を行っております。

(iii) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

公認会計士として企業会計に関する豊富な役割を有しており、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待しておりましたところ、当社取締役会及び監査等委員会において当該視点から積極的に発言するなど、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしております。

(ウ) 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金7.2百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	79百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	106百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、KBK Inc.、SIAM ETO CO.,LTD.、ほか10社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の監査等委員会は、会計監査人が提出した当事業年度に係る監査計画の内容、監査日数及び報酬見積等を検討のうえ合理性及び妥当性を総合的に評価した結果、会計監査人の報酬等につき同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

当社が会計監査人に対して報酬を支払っている非監査業務はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関する事項

- ・取締役会は、次のようなコンプライアンス体制により、取締役・使用人の職務執行の法令及び定款への適合を確保する。

◇取締役会は、代表取締役社長の直属機関として「企業倫理・コンプライアンス委員会」を当社に設置し、取締役をコンプライアンス・オフィサーに選定する。

◇代表取締役社長は、「企業倫理・コンプライアンス委員会」を通じて、当社の企業理念、当社及び子会社の役職員を対象とする「極東貿易グループ企業行動憲章」等の当社規範、定款、主要規程等の内容を繰り返し周知徹底するとともに、法令遵守に向けた取り組みを行う。

◇「企業倫理・コンプライアンス委員会」には、当社及び子会社の役職員を対象とする企業倫理やコンプライアンス違反事案の通報・報告窓口として「ヘルプライン」を設置し、外部の窓口には弁護士事務所を指定する。また、通報・報告事案で調査等が必要な場合は、外部窓口の弁護士事務所の指導・助言を受けて、公正中立と適法性を確保する。

◇職務の執行に法令違反等が生じた場合は、諸規程等に基づき、「賞罰委員会」に諮るなどしたうえで、適正かつ厳正な処分を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

- ・取締役会は、文書管理規程、文書保存規程等の定めるところに従い、取締役会の議事、稟議申請等の職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、適切かつ閲覧可能な状態で保存管理する。
- ・取締役会は、取締役または監査等委員会の補助使用人が求めたときはいつでも、これら職務執行に係る情報を、閲覧または謄写に応じる。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する事項
- ・取締役会は、当社が認識する事業上の各リスクについての分析を行い、各リスクに対応するための基本的な方針となる規程を定め、各リスクごとに担当部門を割り当て、対策を検討させ、遂行状況等を適切にモニタリングするとともに、対応マニュアルを整備する等して、リスク管理の実効性を高め、損害の拡大を防止あるいは最小限に止める適切な体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関する事項
- ・取締役会は、次のような経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - ◇当社は、取締役会規程に従い、毎月定例の取締役会を開催し、重要事項に関する意思決定と情報共有を行う。
 - ◇取締役会は、取締役及び使用人が共有する目標として合理的な中期経営計画を策定する。
 - ◇取締役会は、中期経営計画に基づき、毎事業年度の全社業績目標と予算を設定し、目標達成に必要な経営資源を配分する。
 - ◇取締役会は、執行役員に対する責任権限の委譲を行うとともに、職務権限規程により、取締役会以下、経営戦略会議や役職者の責任権限を明確に定め、効率的な事業管理を行う。
 - ◇執行役員は、月次業績等の経営データが、担当取締役を通じて迅速に取締役会に報告されるよう業務を指揮し、取締役会は毎月この経営データをレビューし、担当取締役から目標未達要因の分析及び改善策の報告を受け、必要やむを得ない場合は、適正に目標の修正を行うなどの検討を行う。
 - ◇取締役会の検討結果に基づき、取締役執行役員は、実施すべき具体的な計画・施策等を策定・遂行させるとともに、目標達成に向けて担当グループを統括・指揮する。

- ⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・取締役会は、当社に当グループを管理する部門を設けたうえで、次の通り子会社の業務の適正を確保する。
 - ◇取締役会は、子会社・関連会社管理規程を制定し、子会社の予算情報、決算情報、その他当社が必要と判断する情報について、適宜当社への報告を義務付ける。
 - ◇取締役会は、当社の取締役または使用人に子会社の取締役を兼務させ、当該兼務者をして、子会社の代表取締役その他の業務執行取締役による子会社の取締役会に対する職務執行状況の報告内容を当社に報告させる。
 - ◇代表取締役社長は、定期的に当社及び子会社の取締役が出席する会議を開催し、子会社の営業の概況その他重要な事象について、報告を行わせる。
 - ◇取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスクに対応するための規程を策定して、同規程において各リスクごとに担当部門を割り当て、当社及び子会社からなる企業集団全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
 - ◇取締役会は、当社及び子会社からなる企業集団が共有する目標として合理的な中期経営計画を策定し、当該計画具体化のために、毎事業年度の当社及び子会社からなる企業集団全体の業績目標と予算を設定し、経営資源を配分する。
 - ◇取締役会は、子会社職務権限規程を制定し、子会社における職位の責任と権限を明確にし組織的かつ効率的な業務運営を行わせる。
 - ◇監査等委員会及び監査室は、その権限に基づき、内部監査規程及び子会社・関連会社管理規程を基礎とし、必要に応じ、子会社の調査及び内部監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・取締役会は、監査等委員会の求めに応じて監査等委員会直属の補助使用人を置くこととし、当該使用人が監査等委員会の職務を補助するために行う業務については、取締役等の指揮命令を受けないこととする。

- ・補助使用人は、監査等委員会の求める業務知識を有する者とし、監査等委員会の指示に従いその業務を行う。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・取締役会が前項の使用人について人事異動を行う場合は、監査等委員会に事前報告を為し、必要な場合は理由を付して人事を担当する取締役に変更を申し入れる。
 - ・取締役会が前項の使用人について懲戒処分を行う場合は、人事を担当する取締役は、あらかじめ監査等委員会の承認を得る。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- ・取締役会は、監査室より、法定の事項に加えて、監査室が実施した監査の結果について監査等委員会への報告をさせる。
 - ・取締役会は、その他、経営戦略会議等の会議体に付議・報告されたもので特に重要なものについては、関連部門に、監査等委員会への報告をさせる。
 - ・当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の監査等委員会に対し、必要な報告及び情報提供を行う。
 - ・監査等委員会に報告をした者は、その報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役、取締役及び取締役会は、監査等委員会との間で、定期的な会合をもつなどして積極的なコミュニケーションを図るよう努める。
 - ・取締役会は、監査室、人事総務部等管理部門各部に、必要に応じて監査等委員会の事務を補助させる。
 - ・監査等委員会からその職務の執行について生ずる費用の前払い又は債務の処理の請求があった場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを支払う。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

企業倫理・コンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンスの確保・向上に向けた活動計画を策定し、当社規範の周知徹底、Eラーニング等の各種施策を実施し意識向上を図りました。

損失の危険の管理については、管理部門各部で担当部門について、また定期的開催する財務報告に関する内部統制委員会等の各種委員会で所管業務について、それぞれリスク判断・対応を行いました。

取締役会は15回開催し、社内の全ての重要事項について適切に意思決定と情報共有を行った他、2021年5月に策定した中期経営計画「KBKプラスワン2025」に則り、単年度の業績目標・予算を決定し、海外子会社を含めた当グループ全体に示達しました。また各営業部・子会社が立案した事業計画・予算の遂行状況を点検し、必要に応じて改善を指示するための会議を四半期ごとに開催し、また海外子会社についても、会議の場で事業の状況等の報告を行いました。

監査室は、期初に立案した内部監査計画に基づき、当社内及び子会社等に対して監査を行い、結果を監査等委員会を含む経営陣に報告しました。

監査等委員会は合計13回開催し、監査等委員間で意見交換を実施するとともに、関連部門・子会社取締役等からの監査等委員会への報告、代表取締役・関係部門間での意見交換を随時実施しました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

計算書類

連結貸借対照表 (2025年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	43,688	流 動 負 債	24,801
現 金 及 び 預 金	8,834	支払手形及び買掛金	12,641
受取手形、売掛金及び契約資産	20,891	電 子 記 録 債 務	2,050
電 子 記 録 債 権	3,574	短 期 借 入 金	6,577
商 品 及 び 製 品	6,749	未 払 法 人 税 等	543
仕 掛 品	81	契 約 負 債	1,553
原材料及び貯蔵品	645	賞 与 引 当 金	380
前 渡 金	1,513	そ の 他 流 動 負 債	1,054
そ の 他 流 動 資 産	1,535	固 定 負 債	3,852
貸 倒 引 当 金	△137	社 債	100
固 定 資 産	14,321	長 期 借 入 金	731
有 形 固 定 資 産	2,501	繰 延 税 金 負 債	1,562
建 物 及 び 構 築 物	604	長 期 未 払 金	65
機械装置及び運搬具	168	退職給付に係る負債	1,265
備 品	190	そ の 他 固 定 負 債	127
使 用 権 資 産	211	負 債 合 計	28,653
土 地	1,301	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	21	株 主 資 本	23,914
建 設 仮 勘 定	3	資 本 金	5,496
無 形 固 定 資 産	442	資 本 剰 余 金	7,935
の れ ん	240	利 益 剰 余 金	10,760
そ の 他 無 形 固 定 資 産	201	自 己 株 式	△277
投 資 そ の 他 の 資 産	11,377	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	5,441
投 資 有 価 証 券	9,405	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,709
そ の 他 投 資	1,988	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	8
貸 倒 引 当 金	△15	為 替 換 算 調 整 勘 定	2,707
資 産 合 計	58,010	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	16
		非 支 配 株 主 持 分	－
		純 資 産 合 計	29,356
		負 債 純 資 産 合 計	58,010

連結損益計算書 (2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	52,982
売上原価	42,050
売上総利益	10,931
販売費及び一般管理費	8,892
営業利益	2,038
営業外収益	712
受取利息	83
受取配当金	342
持分法投資利益	135
その他営業外収益	151
営業外費用	226
支払利息	66
為替差損	79
支払手数料	17
その他営業外費用	62
経常利益	2,525
特別利益	2,384
投資有価証券売却益	246
負ののれん発生益	2,137
特別損失	329
減損損失	259
投資有価証券売却損	70
税金等調整前当期純利益	4,580
法人税、住民税及び事業税	870
法人税等調整額	△9
当期純利益	3,719
非支配株主に帰属する当期純利益	2
親会社株主に帰属する当期純利益	3,717

連結株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計		
2024 年 4 月 1 日 残 高	5,496	7,951	8,721	△669	21,500		
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当			△1,122		△1,122		
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,717		3,717		
自己株式の取得				△198	△198		
自己株式の処分		9		12	22		
自己株式の消却		△21	△555	577	－		
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△4			△4		
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）					－		
連結会計年度中の変動額合計		△16	2,039	391	2,413		
2025 年 3 月 31 日 残 高	5,496	7,935	10,760	△277	23,914		
	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に 係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計		
2024 年 4 月 1 日 残 高	2,504	18	1,629	31	4,184	5	25,690
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					－		△1,122
親会社株主に帰属する 当期純利益					－		3,717
自己株式の取得					－		△198
自己株式の処分					－		22
自己株式の消却					－		－
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動					－		△4
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額（純額）	204	△10	1,078	△15	1,257	△5	1,252
連結会計年度中の変動額合計	204	△10	1,078	△15	1,257	△5	3,666
2025 年 3 月 31 日 残 高	2,709	8	2,707	16	5,441	－	29,356

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数
- ・ 連結子会社の名称

28社
 KBK Inc.
 日本システム工業株式会社
 極東貿易（上海）有限公司
 KBK Europe GmbH
 Kyokuto Boeki Kaisha Mexico, S.A.de C.V.
 Kyokuto Boeki India Private Limited
 株式会社ゼットアールシー・ジャパン
 KBKスチールプロダクツ株式会社
 サンコースプリング株式会社
 ファーレ株式会社
 オートマックス株式会社
 プラント・メンテナンス株式会社
 エトー株式会社
 株式会社TWD Japan
 ETO (HONG KONG) CO., LTD.
 ETO (SHANGHAI) INTERNATIONAL CO., LTD.
 ETO INTERNATIONAL TRADE (DALIANFTZ) CO., LTD.
 SIAM ETO CO., LTD.
 ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.
 ETO KBK PRECISION OF TAIWAN CO., LTD.
 ETO SOLUTIONS VIETNAM COMPANY LIMITED
 株式会社ウエルストン
 G&P TECH JAPAN株式会社
 株式会社三幸商会
 三幸貿易（香港）有限公司
 三幸貿易（上海）有限公司
 Sanko Trading (Vietnam) Co.,Ltd.
 Sanko Trading Thai Commerce Co.,Ltd.

当連結会計年度より、株式会社三幸商会、株式会社ウエルストンほか5社の全株式を取得したこと及び重要性が増したことから、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数
5社
- ・会社等の名称
ABB日本ベレー株式会社
藤倉化成塗料（天津）有限公司
藤倉化成（佛山）塗料有限公司
上海藤倉化成塗料有限公司
E.C.F PRECISION（THAILAND）CO., LTD.

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・主要な会社等の名称
MES TECHNOSERVICE A.S.
- ・持分法を適用しない理由
各社の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

連結子会社名	決算日
KBK Inc.	1月31日
極東貿易(上海)有限公司	12月31日
KBK Europe GmbH	12月31日
Kyokuto Boeki Kaisha Mexico, S.A.de C.V.	12月31日
ETO (HONG KONG) CO., LTD.	12月31日
ETO (SHANGHAI) INTERNATIONAL CO., LTD.	12月31日
ETO INTERNATIONAL TRADE (DALIANFTZ) CO., LTD.	12月31日
SIAM ETO CO., LTD.	12月31日
ETO PRECISION (MALAYSIA) SDN. BHD.	12月31日
ETO KBK PRECISION OF TAIWAN CO ., LTD.	12月31日
ETO SOLUTIONS VIETNAM COMPANY LIMITED	12月31日
三幸貿易（香港）有限公司	12月31日
三幸貿易（上海）有限公司	12月31日
Sanko Trading Thai Commerce Co.,Ltd.	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日との差異が3ヶ月を超えていない当該連結子会社の決算日現在の計算関係書類を使用しております。

決算日が3月31日のSanko Trading (Vietnam) Co.,Ltd.については、決算日を12月31日へ変更予定のため、12月31日現在で仮決算を行いその計算書類を使用しております。

決算日が異なることから生じる連結会社間の重要な取引の差異については、連結計算書類作成上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・ 市場価格のない株式以外のもの時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法によっております。

ロ. デリバティブ 時価法によっております。

ハ. 棚卸資産

・ 当社及び国内連結子会社 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
ただし、受注のある商品については個別法に基づく原価法、一部子会社に関しては移動平均法によっております。

・ 在外連結子会社 先入先出法による低価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産及び使用权資産を除く） 当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は主として見積耐用年数に基づく定額法によっております。また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

二. 使用权資産

在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しておりますが、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用权資産はリース期間を耐用年数とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社の従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に簡便法を適用しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

1. 商品の販売等に係る収益

商品の販売等に係る収益には、卸売、小売、製造・加工を通じた基幹産業関連、産業素材関連、機械部品関連の機械装置・機械設備・機器・部品・資材等の販売が含まれております。

当グループは、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、または検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時点で認識しております。

長期の据付工事契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しております。履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要な見積総原価に対する現在までにかかった工事原価の割合、又は顧客による出来高検収の割合に基づいて算定しております。当初の収益の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っております。工事契約に係る収益に金額的重要性はないため、「商品の販売等に係る収益」に含めて表示しております。

2. サービス等に係る収益

サービス等に係る収益には、仲介取引に係る手数料、及び修理・調整・定期検査・保守・維持等に係るサービスが含まれております。

仲介取引としての手数料、及び修理・調整・定期検査サービスについては、契約及び関連する法令・判例・取引慣行等に基づいて、顧客から対価の支払を受ける権利を得たと判断される役務提供完了時に収益を認識しております。

保守・維持サービスについては、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

3. 本人と代理人の区分の判定

当グループが本人として取引を行っているかの評価に際し、当グループが商品等を顧客に提供する前に支配しているかどうかの判定を行っております。判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当グループが本人として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示しており、当グループが代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から商品等の仕入先に支払う額を控除した純額で売上高を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引、借入金

ハ、ヘッジ方針

社内管理制度に基づき、当社経理部及び各子会社管理部門にて契約の管理を行い、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

二、ヘッジの有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより有効性を判定しております。

特例処理によっている金利スワップについては、想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる借入金とほぼ同一であることから、有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんは、5年間で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産259百万円は、将来減算一時差異等を使用できるだけの課税所得等が稼得される可能性が高いと見込まれる範囲内で計上しています。

当該繰延税金資産の回収可能性は、一時差異等の解消タイミングを含めた将来の課税所得等が稼得される見込に基づいており、将来の課税所得の見込みには、受注状況を考慮した連結会社の予算に伴う影響を織り込んでいます。

将来の課税所得等は、連結会社の予算等に基づき見積もっていますが、連結会社の業績や経営環境の変化によっては見積りとの差異が発生する可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項 ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当なし。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,277百万円

(2) 当座貸越及びコミットメント契約

当グループは運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 20,752百万円

借入実行残高	6,624
差引額	14,128

- (3) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結注記表「収益認識に関する注記 (2) 契約残高」に記載しております。

6. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「(収益認識に関する注記) (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

- (2) 減損損失

当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

場所	用途	種類	減損損失額 (百万円)
東京都千代田区 山梨県山中湖	共用資産	主に建物及び借地権	79
東京都千代田区	事業用資産	長期前払費用	168
福岡県北九州市	産業設備	工具器具備品	6
宮城県仙台市	機械部品	工具器具備品	5

当グループは主として管理会計上の部門を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産を共用資産としてより大きな単位で減損損失の認識の要否判定を行っております。

山梨県山中湖村の共用資産については、売却の意思決定を行ったこと及び市場価額が著しく下落していたことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

東京都千代田区の事業用資産および福岡県北九州市の産業設備は、事業の継続により当該資産から得られる回収可能価額が見込まれないため、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

宮城県仙台市の機械部品は、継続して営業損益がマイナスとなっており、減損の兆候が認められたため帳簿価額を正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	12,991千株	－千株	520千株	12,471千株

1. 発行済株式の株式数の減少520千株は、2025年2月13日の取締役会決議による自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	664千株	118千株	532千株	250千株

- 自己株式の株式数の増加118千株は、2025年2月13日の取締役会決議による自己株式の取得による増加117千株および、単元未満株式の買取による増加0千株によるものであります。
- 自己株式の株式数の減少532千株は、2025年2月13日の取締役会決議による自己株式の消却による減少520千株および、取締役および執行役員の株式報酬による処分12千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	690	56.00	2024年3月31日	2024年6月20日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	431	35.00	2024年9月30日	2024年12月9日

2. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	427	利益剰余金	35.00	2025年3月31日	2025年6月26日

(4) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、営業計画に照らして、必要な資金を調達（主に銀行借入や社債発行）しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、内部管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金及び社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、返済日は最長で決算日後5年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等の内訳は、(注)に記載しております。

また、現金及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 受取手形及び 売掛金	20,197	20,197	—
(2) 電子記録債権	3,574	3,574	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	6,818	6,818	—
(4) 差入保証金	506	479	△26
資産計	31,097	31,070	△26
(1) 支払手形及び 買掛金	12,641	12,641	—
(2) 電子記録債務	2,050	2,050	—
(3) 短期借入金	6,237	6,237	—
(4) 社債	100	97	△2
(5) 長期借入金(*1)	1,071	1,053	△17
負債計	22,100	22,080	△20
デリバティブ取引(*2)	11	11	

(*1) 1年以内に期限到来の社債及び長期借入金を含めております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、「(3)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	1,124
関係会社株式	1,461
関係会社出資金	711
出資金	289

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記
金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	6,788	－	－	6,788
その他	－	30	－	30
デリバティブ取引				
通貨関連	－	19	－	19
資産計	6,788	49	－	6,838
デリバティブ取引				
通貨関連	－	7	－	7
負債計	－	7	－	7

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債及び地方債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

2. 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
受取手形及び売掛金	—	20,197	—	20,197
電子記録債権	—	3,574	—	3,574
差入保証金	—	479	—	479
資産計	—	24,251	—	24,251
支払手形及び買掛金	—	12,641	—	12,641
電子記録債務	—	2,050	—	2,050
短期借入金	—	6,237	—	6,237
社債	—	97	—	97
長期借入金	—	1,053	—	1,053
負債計	—	22,080	—	22,080

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

受取手形及び売掛金、電子記録債権

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金については、償還予定時期を見積もり、直近の基準年利率で割り引いた現在価値により算定しております。全ての重要なインプットが観察可能であるためレベル2に分類しております。

支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
商品の販売等に係る収益	49,890
サービス等に係る収益	
仲介手数料	1,454
その他サービスに係る収益	1,637
顧客との契約から生じる収益	52,982
その他の収益	—
外部顧客への売上高	52,982

(2) 契約残高

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に関連するものであります。当社グループでは主に、据付工事契約に関して報告日時点で完了している作業に対する対価のうち、まだ請求を行っていない部分に対する当社グループの権利に関係しております。契約資産は権利が無条件になった時点で債権に振り替えられます。これは通常、請求書を顧客に発行した時点です。

契約負債は、主として据付工事契約に関して顧客から受け取った前受対価に関連するものであります。据付工事契約に関する作業が完了した時点でこの金額が収益として認識されます。

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	13,387	15,677
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	15,677	20,197
契約資産（期首残高）	368	347
契約資産（期末残高）	347	694
契約負債（期首残高）	1,596	2,647
契約負債（期末残高）	2,647	1,553

② 当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額、及び過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益

当連結会計年度に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額、及び過去の期間に充足した履行義務から当連結会計年度に認識した収益の金額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首現在の契約負債残高に含まれていた額	1,649
過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の金額	12

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末で未充足の履行義務に配分した取引価格の金額のうち、将来収益として認識されると見込まれる時期別の内訳は以下のとおりであります。なお、当初の予想残存期間が1年以内の契約については、実務上の便法の規定を適用し、当該開示には含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	1,152
1年超2年以内	158
2年超3年以内	—
3年超	—
合計	1,311

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,401円99銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 301円69銭 |

11. 企業結合に関する注記

(取得による企業結合)

1.当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、株式会社三幸商会の全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議いたしました。同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年10月1日付で株式の取得を完了しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社三幸商会 他4社

事業の内容 汎用プラスチック・エンジニアリングプラスチック・溶射材及び関連する成形機、
高周波・超音波機器などの国内販売、輸出事業等

② 企業結合を行った主な理由

株式会社三幸商会は、中京地区に基盤を置く汎用プラスチック・エンジニアリングプラスチック及び溶射材（※）を取り扱う専門商社であり、自動車部品・電化製品から半導体関連まで幅広い産業分野の樹脂材料のサプライチェーンに貢献しております。また、海外進出した顧客の事業を支えるため、中国・東南アジア地域に拠点を設け、幅広く材料供給事業を展開しております。

同社が当グループに加わることで、互いが保有する国内外のネットワークを活用し、また技術的な知識と経験を有する人材や、長年に亘り培った優良な取引先など、様々な経営資源を共有し、取扱い商材及び商圏の拡大に加えて、新たな商流の構築やシナジーの創出を図ってまいります。

※溶射材とは、産業界で広く利用されている溶射と呼ばれる表面改質技術において使用する金属やセラミックス、サーメットなどの材料です。

③ 企業結合日

2024年10月1日（株式取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として、株式を取得したことによります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2025年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	3,700百万円
取得原価		3,700百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等	213百万円
-----------	--------

(5) 発生した負ののれんの金額、発生原因

① 発生した負ののれんの金額

2,137百万円

なお、上記の金額は、当連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額です。

② 発生原因

被取得企業の企業結合時の時価純資産が取得原価を上回ったため、その差額を負ののれん発生益として認識しております。

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	7,244	百万円
固定資産	2,140	
資産合計	9,384	
流動負債	2,890	
固定負債	656	
負債合計	3,546	

2.当社は、2024年8月30日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるエトー株式会社が株式会社ウエルストンの全株式を取得し、同社を子会社化（孫会社化）することについて決議いたしました。同日付で株式譲渡契約を締結し、2024年11月1日付で株式の取得を完了しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社ウエルストン 他1社
事業の内容	船舶補修部品、陸上発電内燃機部品、食品包装機械、印刷機械及び工作機械などの 輸出事業、国内販売、修理等

② 企業結合を行った主な理由

当社の連結子会社であるエトー株式会社は産業向け精密ファスナー（ねじ類）及び関連機械器具工具の販売を中心とした専門商社として、国内外の顧客を強力にサポートするため、培った経験をもとに品質保証や技術的ノウハウ、サプライチェーンを進化させ、中国・アセアン地区・北米地域に広く海外事業を展開しております。

今般、株式を取得した株式会社ウエルストンは、船舶補修部品の輸出や国内卸しを主体とする専門商社です。同社は設立以来20年以上の業界経験から、幅広い仕入先と東南アジアを中心とした海外の顧客を数多く保有しており、近年拡大を続ける船舶のメンテナンス需要を取り込み、グローバルな事業展開を進めております。

エトー株式会社は株式会社ウエルストンを子会社化することにより、船舶補修部品という新たな市場に参入し事業の多角化を図り、商材の開拓機会を創出することで収益基盤の強化を図ります。

③ 企業結合日

2024年11月1日（株式取得日）

④ 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

⑤ 結合後企業の名称

変更ありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

エトー株式会社が現金を対価として、株式を取得したことによります。

(2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年11月1日から2025年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳		
取得の対価	現金	1,030百万円
取得原価		1,030百万円
(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額		
アドバイザー費用等		15百万円
(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間		
① 発生したのれん		
262百万円		
なお、上記の金額は、当連結会計年度において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額です。		
② 発生原因		
今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力です。		
③ 償却方法及び償却期間		
5年間にわたる均等償却		
(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳		
流動資産	1,548	百万円
固定資産	66	
資産合計	1,614	
流動負債	847	
固定負債	—	
負債合計	847	

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	16,745	流 動 負 債	24,543
現金及び預金	935	電子記録債務	89
受取手形	79	買掛金	7,714
電子記録債権	852	短期借入金	15,167
売掛金	10,738	未払金	166
商品及び製品	1,777	未払法人税等	161
前渡金	1,022	未払費用	3
前払費用	81	契約負債	926
その他流動資産	1,320	賞与引当金	160
貸倒引当金	△63	その他流動負債	152
固 定 資 産	26,180	固 定 負 債	1,983
有形固定資産	86	長期借入金	410
建物	52	繰延税金負債	888
機械装置	1	退職給付引当金	678
車両運搬具	0	その他固定負債	6
備品	21	負 債 合 計	26,527
土地	3	純 資 産 の 部	
リース資産	7	株 主 資 本	13,780
無形固定資産	23	資 本 金	5,496
ソフトウェア	23	資 本 剰 余 金	5,096
投資その他の資産	26,070	資本準備金	5,096
投資有価証券	5,896	その他資本剰余金	—
関係会社株式	19,045	利 益 剰 余 金	3,464
出資金	146	利益準備金	356
関係会社出資金	574	その他利益剰余金	3,108
長期前払費用	2	建物圧縮記帳積立金	—
長期貸付金	113	別途積立金	242
差入保証金	292	繰越利益剰余金	2,866
その他投資	4	自 己 株 式	△277
貸倒引当金	△4	評価・換算差額等	2,619
資 産 合 計	42,926	その他有価証券評価差額金	2,605
		繰延ヘッジ損益	13
		純 資 産 合 計	16,399
		負 債 純 資 産 合 計	42,926

損益計算書 (2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月 31日まで) (単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	13,201
売上原価	9,616
売上総利益	3,584
販売費及び一般管理費	3,201
営業利益	383
営業外収益	993
受取利息	2
受取配当金	982
その他営業外収益	8
営業外費用	157
支払利息	122
為替差損	15
支払手数料	17
その他営業外費用	1
経常利益	1,220
特別利益	117
固定資産売却益	3
投資有価証券売却益	108
その他特別利益	5
特別損失	258
固定資産除却損	2
減損損失	254
投資有価証券売却損	1
税引前当期純利益	1,078
法人税、住民税及び事業税	141
法人税等調整額	41
当期純利益	895

株主資本等変動計算書 (2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 金	その他 資本剰余金	資 本 金 剰 余 金 計	利 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
		準 備 金			準 備 金	建物圧縮 記帳積立金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	
2024年4月1日 残高	5,496	5,096	12	5,109	356	13	242	3,635	4,246
事業年度中の変動額									
剰 余 金 の 配 当				－				△1,122	△1,122
建 物 圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩				－		△13		13	－
当 期 純 利 益				－				895	895
自己株式の取得				－					－
自己株式の処分			9	9					－
自己株式の消却			△21	△21				△555	△555
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）				－					－
事業年度中の変動額合計	－	－	△12	△12	－	△13	－	△769	△782
2025年3月31日 残高	5,496	5,096	－	5,096	356	－	242	2,866	3,464

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2024年4月1日 残高	△669	14,182	2,352	19	2,371	16,554
事業年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当		△1,122				△1,122
建 物 圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩		－				－
当 期 純 利 益		895				895
自己株式の取得	△198	△198				△198
自己株式の処分	12	22				22
自己株式の消却	577	－				－
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）		－	253	△5	247	247
事業年度中の変動額合計	391	△402	253	△5	247	△155
2025年3月31日 残高	△277	13,780	2,605	13	2,619	16,399

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--|---|
| ① 子会社株式及び関連会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ② その他有価証券 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ③ デリバティブ | 時価法によっております。 |
| ④ 棚卸資産 | 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）ただし、受注のある商品については個別法に基づく原価法によっております。 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|---|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・自社利用のソフトウェア ・その他の無形固定資産 | 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 |

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

1.商品の販売等に係る収益

商品の販売等に係る収益には、卸売、小売、製造・加工を通じた基幹産業関連、電子・制御システム関連、産業素材関連、機械部品関連の機械装置・機械設備・機器・部品・資材等の販売が含まれております。

当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、または検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時点で認識しております。

長期の据付工事契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しております。履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要な見積総原価に対する現在までにかかった工事原価の割合、又は顧客による出来高検収の割合に基づいて算定しております。当初の収益の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っております。工事契約に係る収益に金額的重要性はないため、「商品の販売等に係る収益」に含めて表示しております。

2.サービス等に係る収益

サービス等に係る収益には、仲介取引に係る手数料、及び修理・調整・定期検査・保守・維持等に係るサービスが含まれております。

仲介取引としての手数料、及び修理・調整・定期検査サービスについては、契約及び関連する法令・判例・取引慣行等に基づいて、顧客から対価の支払を受ける権利を得たと判断される役務提供完了時に収益を認識しております。

保守・維持サービスについては、日常的又は反復的なサービスであり、契約に基づき顧客にサービスが提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり顧客との契約において約束された金額を按分し収益を認識しております。

3. 本人と代理人の区分の判定

当社が本人として取引を行っているかの評価に際し、当社が商品等を顧客に提供する前に支配しているかどうかの判定を行っております。判定にあたっては、顧客に対する商品又はサービスの提供についての主たる責任の有無、在庫リスクの負担の有無、販売価格設定における裁量権の有無等を考慮しております。

当社が本人として取引を行っている場合には、収益を顧客から受け取る対価の総額で表示しており、当社が代理人として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額から商品等の仕入先に支払う額を控除した純額で売上高を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

また、金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務、外貨建予定取引、借入金

③ ヘッジ方針

社内管理制度に基づき、経理部にて契約の管理を行い、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象の通貨種別、期日、金額の同一性を確認することにより有効性を判定しております。

特例処理によっている金利スワップについては、想定元本、利息の受払条件及び契約期間がヘッジ対象となる借入金とほぼ同一であることから、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産164百万円は、将来減算一時差異等を使用できるだけの課税所得等が稼得される可能性が高いと見込まれる範囲内で計上しています。

当該繰延税金資産の回収可能性は、一時差異等の解消タイミングを含めた将来の課税所得等が稼得される見込に基づいております。

将来の課税所得等は、当社の予算等に基づき見積もっていますが、当社の業績や経営環境の変化によっては見積りとの差異が発生する可能性があります。

3. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当なし。

5. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 594百万円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 920百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 10,346百万円 |
| (3) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。 | |
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 7,515百万円 |
| 借入未実行残高 | 4,800百万円 |
| 差引額 | 2,715百万円 |

6. 損益計算書に関する注記

- | | |
|----------------------------|-----------|
| (1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 | 13,201百万円 |
| (2) 関係会社との取引高 | |
| ① 売上高 | 273百万円 |
| ② 仕入高 | 564百万円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 53百万円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 799百万円 |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	664千株	118千株	532千株	250千株

1. 自己株式の株式数の増加118千株は、2025年2月13日の取締役会決議による自己株式の取得による増加117千株および、単元未満株式の買取による増加0千株によるものであります。
2. 自己株式の株式数の減少532千株は、2025年2月13日の取締役会決議による自己株式の消却による減少520千株および、取締役および執行役員の株式報酬による処分12千株であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は賞与引当金等であり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金及び未収計上受取配当金等であります。

なお、繰延税金資産については、評価性引当額713百万円を控除しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	エ ト ー 株 式 会 社	669	主として精密ファスナー（ねじ類）その他工具の販売	直接100.0	当社役員2名が役員を兼任しております。	取引先の開拓及び資金の借入を行っております。	資金の借入	－	短期借入金	6,000
							利息の支払	69	－	－
							CMS	503	短期借入金	1,009
	株 式 会 社 三 幸 商 会	50	主としてエンジニアリングプラスチック及び溶射材等の販売	直接100.0	－	取引先の開拓及び資金の借入を行っております。	利息の支払	3	－	－
							CMS	1,474	短期借入金	1,474
	オ ー ト マ ッ ク ス 株 式 会 社	30	主として各種性能評価試験装置等の製造、販売	直接100.0	当社役員1名が役員を兼任しております。	取引先の開拓及び資金の借入を行っております。	利息の支払	3	－	－
							CMS	245	短期借入金	890

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 借入金の金利につきましては、市場金利を参考にした利率としております。

なお、エトー株式会社、株式会社三幸商会及びオートマックス株式会社の取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における純増減額を記載しております。

2. CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）の利息については市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

なお、取引金額については取引が反復的に行われているため、当事業年度における純増減額を記載しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表（収益認識に関する注記）に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,341円80銭
- (2) 1株当たり当期純利益 72円72銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

極東貿易株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 能 周
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 木 村 純 一
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、極東貿易株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、極東貿易株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月26日

極東貿易株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 金子 能 周
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木 村 純 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、極東貿易株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第105期事業年度に於ける取締役の職務執行について監査しました。その方法および結果について、以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築および運用の状況について取締役および使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

また財務報告に係る内部統制について、取締役等および会計監査人である有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めたうえで、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針や職務の分担等に従い、内部監査部門と連携を取りながら重要な会議にも出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。

また子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視し検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告とその附属明細書・計算書類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書および連結注記表）の内容について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い 会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為、または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は、相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査方法および結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

極東貿易株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 前 田 英 彦 ㊞

監 査 等 委 員 貝 塚 光 啓 ㊞

監 査 等 委 員 日 高 真理子 ㊞

注. 監査等委員貝塚光啓および日高真理子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

極東貿易株式会社第105回定時株主総会

会 場 ご 案 内

東京都千代田区丸の内1丁目1番3号
日本生命丸の内ガーデンタワー 3F
A P 東京丸の内 E + F + G ルーム
昨年と会場が変更となっております。



東京メトロ千代田線/半蔵門線/東西線「大手町駅」D6出口直結
都営地下鉄三田線「大手町駅」D6出口直結
J R 「東京駅」丸の内北口より徒歩6分
東京メトロ丸ノ内線「東京駅」丸の内北口より徒歩6分

お願い: 誠に申し訳ございませんが、当会場には専用駐車場の用意がございませんので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

ご来場に当たりサポートが必要な方は、
事前にご連絡ください。
電話: (03)3244-3511 (代表)
<https://www.kbk.co.jp/ja/inquiry>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。